

八百津町医療従事者等慰労金支給要綱を次のように定める。

令和3年6月15日

八百津町長 金子 政則

令和3年八百津町訓令甲第29号

八百津町医療従事者等慰労金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、感染の危険と隣り合わせで就業する医療従事者等に対し、慰労金を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「医療従事者等」とは、令和2年度に岐阜県新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金等交付事業実施要綱、岐阜県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援（介護サービス分）補助金等実施要綱及び岐阜県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害福祉サービス等分）実施要綱によって慰労金の支給対象となった事業所（以下「支給対象事業所」という。）に勤務する者をいう。

(支給対象者)

第3条 慰労金の支給対象者は、令和3年6月1日から令和3年9月30日までの期間（以下「支給対象期間」という。）に1日以上勤務し、かつ、慰労金の趣旨に照らし、「患者もしくは利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている医療従事者等（派遣労働者のほか、業務委託受託者の労働者として支給対象医療機関・施設・事業所において働く従事者についても同趣旨に合致する場合には対象に含まれる。）で、次の各号に該当する者とする。

- (1) 町内の支給対象事業所に勤務している医療従事者等
- (2) 町外の支給対象事業所に勤務している医療従事者等であって、かつ、支給対象期間の勤務している日において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本町の住民基本台帳に記録されている者

(慰労金の額等)

第4条 慰労金の額は、支給対象者1人につき3万円とし、1回限りの支給とする。

(支給申請)

第5条 慰労金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、八百津町医療従事者等慰労金支給申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を

添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 本人確認書類の写し
 - (2) 事業所就業証明書（様式第2号）
 - (3) 申請者の金融機関の通帳等の写し
 - (4) その他町長が必要と認めるもの
- （申請受付期間）

第6条 慰労金の申請受付期間は、町長が定める日から令和3年10月15日までとする。ただし、郵送による申請は、申請受付期間末日までに消印されているものを有効な申請とする。

（支給決定）

第7条 町長は、第5条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、八百津町医療従事者等慰労金支給決定通知書（様式第3号）により申請者に通知し、慰労金を支給するものとする。

（慰労金の返還）

第8条 町長は、偽りその他不正な手段により慰労金の支給決定を受けた者があるときは、慰労金の支給決定を取り消し、既に慰労金を支給しているときは、その全部又は一部の返還を求めることができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和3年6月15日から施行する。

（失効等）

2 この訓令は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前において支給決定を受けた者に対するこの訓令の規定は、この訓令の失効後も、なおその効力を有する。